

千葉県告示第505号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年6月14日

千葉市長 神谷俊一

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称 大巖寺新町町内会

(2) 所在地 千葉市中央区大巖寺町324番地21

(3) 代表者 氏名 星川 正人

住所 千葉市中央区大巖寺町306番地39

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の変更

ア 代表者氏名

「大和田直義」を「星川正人」に改める。

イ 代表者住所

「千葉市中央区大巖寺町310番地62」を

「千葉市中央区大巖寺町306番地39」に改める。

(2) 変更の年月日

令和5年3月26日

(3) 変更の理由

任期満了のため